

群馬大学医学部附属病院遺伝子診療部規程

令和 3. 7. 19 制定

改正 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院規程第10条第9項の規定に基づき、群馬大学医学部附属病院遺伝子診療部（以下「遺伝子診療部」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 遺伝子診療部は、本院における患者の遺伝カウンセリング及び遺伝医療等を行うとともに、教育・研究業務への支援を推進し、広く医学・医療の向上・発展に貢献することを目的とする。

(業 務)

第3条 遺伝子診療部は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) プレカウンセリング、遺伝カウンセリング、遺伝学的診断及びその遺伝医療に関すること。
- (2) 遺伝医療の臨床教育に関すること。
- (3) カウンセリング、遺伝学的診断に必要な機器、材料及び薬品の整備等に関すること。
- (4) 遺伝医療に係る企画及び統計に関すること。
- (5) その他遺伝医療に関すること。

(職 員)

第4条 遺伝子診療部に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 遺伝子診療部長
- (2) 遺伝子診療部副部長
- (3) 医療技術職員
- (4) その他必要な職員

2 遺伝子診療部長は、臨床遺伝専門医及び臨床遺伝指導医を取得している者とする。遺伝子診療部副部長は臨床遺伝専門医を取得している者が望ましい。

(委員会)

第5条 遺伝子診療部の円滑な運営を図るため、遺伝子診療部運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、遺伝子診療部の運営に関する事項を審議する。

(組 織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 遺伝子診療部長
- (2) 遺伝子診療部副部長
- (3) 関係診療科及び中央診療施設等から選出された教員 若干名
- (4) 医学系研究科から選出された基礎・基盤医学領域の教員 若干名

- (5) 看護部から選出された者 若干名
- (6) 総務課長及び管理運営課長
- (7) 医事課から選出された者 1人
- (8) その他委員長が必要と認めた者 若干名

(任期)

第7条 前条第3号から第5号、第7号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、遺伝子診療部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、遺伝子診療部副部長がその職務を代行する。

(会議)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(報告)

第11条 委員長は、委員会の決定事項を病院長に報告するものとする。

(事務)

第12条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、遺伝子診療部の運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

- 1 この規程は、令和3年7月19日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に選出された第6条第3号から第5号まで及び第7号の委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。
- 3 群馬大学医学部附属病院遺伝子診療部内規（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。